

WeChat Pay 利用規約

第1条 (WeChat Pay の導入)

- 1 QRコード(又はバーコード。以下同じ)を利用したスマートフォン上のアプリによる決済手段 WeChat Pay の WeChat 海外オフライン支払サービス(以下、単に「WeChat Pay」といいます。)の利用を希望する者(以下「登録希望者」といいます。)は、elepay・OneQR利用規約(以下「原規約」といいます。)と併せて、WeChat Pay 利用規約(以下「本規約」といいます。)を承認の上、財付通支付科技有限公司(以下「テンペイ」といいます。)の日本国内における代理店である ELESTYLE 株式会社(以下「当社」といいます。)に対し、当社所定の方法により、利用を申込みものとします。
- 2 当社及びテンペイは、所定の審査の上、WeChat Pay の利用を認める場合にはその旨を登録希望者に対して通知します。かかる通知により、原規約及び本規約に従った WeChat Pay の利用にかかる契約(以下「WeChat Pay 利用契約」といいます。)が利用を認められた者(以下「利用企業」といいます。)と当社との間に成立するものとします。
- 3 WeChat Pay 利用契約を当社との間で締結した利用企業は、原規約及び本規約に基づき、当社の加盟店として、WeChat Pay を利用企業の顧客である WeChat Pay 会員(以下「会員」といいます。)に提供するものとします。
- 4 利用企業は、WeChat Pay を取り扱う店舗又は施設等を指定の上、予め当社に対して届け出て当社及びテンペイの書面による承認を得るものとし(以下、かかる承認を得た店舗又は施設等を「取扱店」といいます。)、当社及びテンペイの承認のない店舗において WeChat Pay を取り扱うことはできないものとします。
- 5 利用企業は、端末機及び取扱店の見やすいところに、当社の定める加盟店標識(テンペイから提供される WeChat Pay 受理ロゴを含みますがこれに限られません。)を掲示するものとします。利用企業は、WeChat Pay 及びテンペイの名称並びにその中国語及び英文名称を、原規約又は本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならないものとします。
- 6 利用企業は、会員による日本国内における WeChat Pay の利用を促進するために、当社又はテンペイが利用企業の個別の承諾を得ることなく、印刷物、ホームページその他の広告媒体に WeChat Pay を利用可能な店舗として利用企業及び利用企業の取扱店の名称・所在地等を記載することを予め包括的に承諾するものとします。
- 7 利用企業は、売上総計その他当社が提供するデータ、当社が予め指定する商標等を原規約又は本規約に定める以外の目的に使用してはならないものとし、また、第三者に使用させてはならないものとします。

第2条 (WeChat Pay による決済の方法)

- 1 利用企業は、会員が WeChat Pay の利用申出をした場合、会員の所持するスマートフォン等に表示される QR コードについて、会員をして端末機に読み取らせ又は会員よりスマートフォンの引渡しを受け自ら QR コードを端末機に読み取らせるものとします。
- 2 利用企業は、端末機に表示された取引金額を会員に確認させた上で、前項の読み取りを行うものとし、端末機が会員の暗証番号の入力を求めたときは暗証番号を会員に入力させるものとします。利用企業は、暗証番号は必ず会員本人に入力させるものとし、暗証番号入力は、後方から覗き見されないように会員に注意を促すものとします。
- 3 利用企業は、会員について、本人の WeChat Pay のアカウントを利用していないと認められるような不審な点が認められる場合、当社に通報するものとします。また、会員本人以外が会員の WeChat Pay のアカウントを不正利用したことについて、利用企業に故意又は重過失が認められる場合は、当社より当該利用に係る精算金の支払いがなされないことがあることを利用企業は了承するものとします。
- 4 利用企業は、会員に対して販売した商品又はサービスの売上票、会員が署名した商品等の配送伝票その他の証憑を、取引日から最低 5 年間、適切に保管するものとし、将来、会員との紛議が発生した場合にそれらの証憑を当社及びテンペイからの要請に基づき提供するものとします。

第3条 (取扱金額)

- 1 利用企業は、1 回あたりの決済金額の最高又は最低限度額を定めることを希望する場合は、事前に当社と協議の上、当社の承諾を得なければならないものとします。
- 2 会員の決済金額又は現金自動支払機等による取引金額の 1 日あたりの累計額が、テンペイ又は会員の取引銀行の定める金額を超えるときは、WeChat Pay の利用ができないことがあります。

第4条 (WeChat Pay による支払の拒否及び差別待遇の禁止)

- 1 利用企業は、有効な QR コードを提示した会員に対し、正当な理由なく WeChat Pay による支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること、又は手数料等の名目如何を問わず、現金払いの顧客と異なる代金を請求する等会員に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとします。
- 2 利用企業は、当社から依頼があったときは、会員の WeChat Pay の利用状況等の調査に速やかに協力するものとします。

第5条 (現金その他の禁止商品)

- 1 利用企業は、架空取引を行ってはならない他、以下のいずれかに該当するか又は該当す

る恐れのある商品・サービスを取り扱ってはならないものとします。

(1) 公序良俗に反すると判断されるもの

(2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定め違反するもの

(3) 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの

(4) 現金・商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品

- 2 当社より利用企業に対し、取扱う商品又はサービスの内容について報告を求めた場合には、利用企業は、速やかに報告を行うものとし、当社が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用企業は直ちに当該商品・サービスの販売を中止するものとします。

第6条 （精算金及び利用料金）

- 1 WeChat Pay に関して当社から利用企業に対して支払う精算金（なお、各月の決済金額からテンペイ所定の決済手数料を控除した金額を指します。）又は利用企業から当社に対して支払う利用料等の諸条件については、elepay・OneQR 利用申込書に記載のとおりとします。
- 2 中国の法令変更、中国の国外送金に対する規制強化、ハッカーによるシステムダウンその他の不可抗力により、当社において支払期日までに精算金の支払いができない場合、当社は利用企業に対して当該の遅延による損害の責任を負わないものとします。但し、かかる場合の対処について、当社は利用企業との間で、誠実に協議するものとします。

第7条 （会員との紛議等）

- 1 利用企業は、WeChat Pay による決済を行った商品・サービス等に関する一切の責任を負担するものとし、会員からの苦情、相談を受けた場合や、会員との間において紛議が生じた場合には、自己の責任において速やかにその解決にあたるものとします。
- 2 当社が利用企業による原規約若しくは本規約に基づく取引等又は会員からの苦情等その他必要とする事項に関して調査を要すると判断した場合には、当社は利用企業に対して調査を実施又は要請することができ、利用企業は速やかにその調査に協力しなければならないものとします。

第8条 （契約期間）

WeChat Pay 利用契約の有効期間は、原規約に定める有効期間に従うものとします。

第9条 （契約終了後の処理）

- 1 WeChat Pay 利用契約が終了したときは、利用企業は、直ちに加盟店標識を取り外さなければならないものとします。

- 2 当社は、WeChat Pay 利用契約の終了後は、個別の了承を得ることなく相手方の商標、名称等を使用してはならないものとします。
- 3 WeChat Pay 利用契約が終了した場合、WeChat Pay 利用契約終了日までに行われた決済にかかる個別の取引については、なお有効に存続するものとし、利用企業及び当社は、原規約又は本規約に従い取り扱うものとします。

第10条（本規約の変更）

本規約の変更については、原規約に定める変更方法に従うものとします。

第11条（原規約の効力）

- 1 原契約と本規約との間に矛盾又は抵触がある場合、WeChat Pay については、本規約を優先して適用するものとします。
- 2 WeChat Pay に関し、本規約に記載のある事項の他は、原規約の規定によるものとします。但し、原契約第4条の2（直接契約型）及び第4条の3（代理型）の規定は適用しないものとします。

以上

〔施行・改訂〕

2020年1月1日施行